

令和5年度

犬山市市民活動助成金

募集要領

提案書受付期間

令和4年12月1日(木)から令和5年1月23日(月)まで

企画提案発表会(公開審査)

令和5年2月18日(土)午前10時から午後2時まで(予定)



犬山市役所 地域協働課

「市民活動助成金」は、自主的で積極的なまちづくり、市民活動を促進することを目的として、地域を元気に、まちを快適で魅力あるものにしていく企画提案事業を募集し、その事業に必要な経費の一部を助成するものです。

1. 助成部門

(1) はじめの一步部門

これから市民活動の一步を踏み出す、あるいは活動を始めた初期市民活動を応援します。

〈対象〉

市民活動登録団体の企画提案事業

〈評価視点〉

- ・効果性(地域社会へ効果の広がりが期待できる。)
- ・チャレンジ性(新しいものに取り組む意欲がある。)

〈審査及び助成〉

- ・基本的に書類審査のみですが、企画提案発表会にて事業説明を求める場合があります。
- ・助成金額は、総事業費の 1/2 までとし、最大 5 万円を上限とします。
- ・1 団体あたり交付は 1 回までとします。

(2) 市民活動助成部門

市民活動による地域の課題解決、まちの魅力創出を応援します。

〈対象〉

10 人以上の会員を有する市民活動登録団体の企画提案事業

〈評価視点〉

- ・先駆性(新しい社会をつくるために期待できる開拓的なものである。)
- ・効果性(地域社会へ効果の広がりが期待できる。)
- ・自立性(自己努力による資金確保に努めている。)
- ・発展性(助成金を受けることで、事業が発展する。)
- ・現実性(実行可能な方法、スケジュール、予算の事業計画である。)

〈審査及び助成〉

- ・企画提案発表会にて各提案事業を審査し、交付する助成金の額を決定します。
- ・助成金額は、総事業費の 1/2 までとし、最大 20 万円を上限とします。
- ・同一事業の申請は、3 回までとします。(令和 3 年度助成分から起算します。)

(3) コラボ・マッチング部門

団体同士が協働することによってこそ達成や実現ができる効果や事業範囲を持ち、相乗効果を生むような社会貢献事業を応援します。

〈対象〉

過去に市民活動助成部門での助成を受けた実績があり、10人以上の会員を有する市民活動登録団体と、他主体(地域・企業・団体など)の協働事業

〈評価視点〉

- ・協力性(団体同士が相互に協力し合い、より大きな力を発揮している。)
- ・貢献性(背景や現状を踏まえ単体では手の届かなかった社会的ニーズへ広く貢献できる。)
- ・公益性(協力団体それぞれで成果を分かち合える。)
- ・現実性(実行可能な方法、スケジュール、予算の事業計画である。)

〈審査及び助成〉

- ・企画提案発表会にて各提案事業を審査し、交付する助成金の額を決定します。
- ・助成金額は、総事業費の1/2までとし、最大40万円を上限とします。
- ・同一事業の申請は、3回までとします。

「市民活動団体」としての登録には、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ・市民活動を行うことを主な目的とするもの
- ・3人以上の会員がいること
- ・活動が市内で行われていること
- ・市民に開かれた団体であること
- ・代表者や運営の方法が会則で決まっていること
- ・独立の組織であること

市民活動団体の登録手続きは、登録申請書に必要事項を記入の上、団体の会則、会員名簿を添えて、市役所地域協働課(本庁舎3階)へ提出してください。申請書様式は市ホームページ(ページ番号1000752)からダウンロードしていただくか、地域協働課窓口で配布しています。

※令和4年10月1日より、「犬山市市民活動の支援に関する条例」は「犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例」として改正され、市民活動団体の登録が3人から可能となりました。

2. 対象事業

(1) 事業内容

- ・犬山市に対する公益的な事業
- ・各助成部門を参照してください。

※申請できる事業は、1 団体あたり 1 事業のみです。

(2) 事業期間

令和 5 年 4 月 1 日(土)から令和 6 年 3 月 31 日(日)まで

※事業期間には、実績報告書提出後の書類審査の完了(助成金確定通知)、助成金の交付までを含みます。

(3) 対象外要件

- ・助成金が単に団体の運営経費に充当されると判断できる場合
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教に関する事業
- ・単なる営利目的の事業
- ・令和 6 年 3 月 31 日までに完了しない事業
- ・犬山市から他の助成、補助、委託等を受けている、または受ける見込みのある事業

3. 対象経費

科目	経費の種類	認められないもの
報償費	調査、研究等に係る報償費、講師及び専門家への謝礼等	・団体構成員への謝礼 ・謝礼としての物品購入費
旅費	交通費、宿泊費、通行料、ガソリン代等 ※団体構成員に対する旅費については、実績報告時に運転記録簿(日時、運転者名、走行距離、運行区間)の提出が必要	
消耗品費	事務用品、資材、書籍、必要不可欠と認められる機材等の購入費	・3 万円以上の物品 ・お茶、弁当などの食糧費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費、コピー代等	
通信運搬費	資料及びチラシの郵送料、備品の運搬費等	
手数料及び保険料	通訳、翻訳、原稿料、振込み手数料、ボランティア保険料等	
人件費	事業実施に必要な不可欠な人件費 ※単価、時間等を申請書に明記	
使用料及び賃借料	車両、機械等の賃借料、会場使用料等	

- ・表の科目に該当しない経費や申請時に予算計上していない経費の支出、及び事業内容の変更は、原則認められません。
- ・予算計上する経費がどの科目に該当するか判断に迷う場合はご相談ください。
- ※令和5年4月1日から令和6年2月28日までの支出が対象となります。事業期間と、助成対象となる支出の期間が異なりますので、ご注意ください。

〈対象外経費の例〉

- ・事業に直接関わらない経費
- ・事務所の家賃や光熱水費、通信費など、団体を維持、運営するための経常経費
- ・食糧費(お茶、弁当など。講師等の食事、お茶代、スタッフの飲食代なども対象外です。)
- ・備品の購入経費(3万円以上の物品は、「備品」とみなします。)
※備品が必要な事業を実施する場合は、レンタル事業者等からの借用をご検討ください。
- ・アルコール類など、社会通念上、公金で支払うことが不適切な経費
- ・交際費、慶弔費、親睦会費、負担金など、直接公益に結びつかない経費
- ・領収書の但し書きや明細、レシートがない経費(立替払いも対象外です。)
- ・ポイントで購入した対象経費(ポイントを差し引いた金額は対象経費になります。)

〈申請時の注意点〉

- ・事業内容の変更(申請時に予算計上していない経費支出も含む)は、原則認められません。
- ・科目ごとの予算の120%以上または3万円以上の執行及び科目間の流用を行う場合や、やむを得ない事情により変更、中止する場合は、必ず事前にご相談ください。事前に変更申請をせず事業を実施した場合、助成対象外となることがあります。

4. 申込の手続き

- (1)企画提案事業の内容については、協働プラザまたは地域協働課窓口にて、必要に応じ事前に相談してください。
- (2)提出方法
 - ・提出物
 - ①市民活動助成金事業提案書
 - ②団体の会則
 - ③団体の会員名簿(氏名、住所を記載)
 - ④経費内訳の分かる見積書等(1点あたり5万円を超える支出がある場合)
 - ⑤図面、画像等の資料(必要に応じて)
 - ・提出方法 持参または郵送
 - ・提出期限 令和5年1月23日(月)
 - ・提出先 地域協働課
(持参の場合、平日の8時30分から17時15分まで。ただし12/29から1/3除く)
- (3)提案書様式は市ホームページ(ページ番号1000761)からダウンロードできる他、協働プラザ、地域協働課窓口で配布しています。

5. 企画提案発表会(プレゼンテーション)

犬山市公益的活動促進委員会が提案書、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して審査します。提案する事業内容を5分以内で発表してください。

- ・日時:令和5年2月18日(土) 午前10時から午後2時(予定)
- ・場所:犬山市協働プラザ(犬山市民交流センター フロイデ1階) (予定)

6. 中間交流会

12月頃の時点で事業の中間報告と併せ、活動内容の広がりや課題解決を目的として、助成金の交付を受けた団体で交流会を行います。原則参加してください。

7. 実績報告書の提出

- ・事業が完了したときは、速やかに市民活動助成金実績報告書を提出してください。
添付資料 ①助成対象経費を支出した際の領収書等の写し(内訳の分かるもの。レシート可。)
②事業内容の分かる写真2~3枚
(別途電子データを送付 送付先:地域協働課 010410@city.inuyama.lg.jp)
- ・実績報告書の提出期限は、令和6年3月4日(月)です。実績報告書の提出後、提出書類や経費内訳等の審査を行いますので、提出期限は厳守してください。
- ・実績報告書様式は市ホームページ(ページ番号1000761)でダウンロードできる他、協働プラザ、地域協働課窓口で配布しています。

8. 市民活動助成金の広報表示

助成金の交付が決定された事業については、チラシやWEB等で周知を行う際、「犬山市民活動助成金で実施した」旨の記載をしてください。

9. スケジュール

時 期	内 容	
令和4年12月10日(土) 令和4年12月16日(金)	助成金申請説明会「助成金申請にトライしてみよう！」	
令和5年1月23日(月)	市民活動助成金事業提案書の提出期限	
令和5年2月18日(土)	企画提案発表会、公開審査、審査結果発表	
令和5年4月1日以降	市民活動助成金交付申請書の提出	
交付申請受付後	交付決定通知	
～		～事業期間～
令和5年12月頃	中間交流会	
～		
令和6年3月4日(月)	市民活動助成金実績報告書の提出期限	
実績報告書提出後	実績報告書・経費内訳等の審査	
令和6年3月15日頃	実績報告書の審査完了、助成金確定通知	
助成金確定通知以降	助成金請求書の提出	
令和6年3月末	助成金の交付(請求書の提出から2週間程度で振込)	

※原則として、助成金の交付請求は、実績報告書の審査が完了し、助成金確定通知の到着後となりますが、初期費用としてまとまった資金調達ができないなどの理由で、事業実施前の前払いを希望する場合は、別途、ご相談ください。

※ただし、前払いを行った場合、実績報告書提出後の審査結果によっては、助成金の精算(返還)が発生することがあります。

10. 問合せ

犬山市役所 市民部 地域協働課
〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36
(TEL)44-0349 (FAX)44-0367
(E-mail)010410@city.inuyama.lg.jp

犬山市協働プラザ
〒484-0086 犬山市松本町四丁目 21
(TEL)48-1221
(E-mail)info@inuyama-plaza.com